



鹿児島県伊佐市「地域おこし協力隊」募集要項

過疎・高齢化が進む伊佐市では、地域活性化や集落の機能維持などにおいても人材不足は否めず、また豊かな地域資源もフルに有効活用されていないのが実情です。そのため伊佐市では、多様な人材を受け入れ、「起業・多業」や「人材誘致」をキーワードに、新たな地域のシステムの創造を目指すこととしており、延べ14名の地域おこし協力隊(卒隊者含む。)とともに、一步ずつ、少しずつ、前進するための取組を続けております。

四季を味わえる環境のもと、豊かな地域資源を活かし、伊佐の普遍的な価値を磨き・高める地域活性化のために、先輩協力隊を含む伊佐市民と協働しながら、積極的に地域づくりに取り組んでいただける方を募集します。

1 募集する隊員の業種

(1) 主たる業務

① 観光振興と特産品開発に関する業務【1名】

年間を通しては、滝幅日本一(210m)の曾木の滝公園がメインの観光スポットであり、季節の地域イベント(桜まつり、紅葉まつり等)において多くの集客があるものの、いわゆる通過型の観光となり、必ずしも経済効果に結び付いていない現状にあります。

これからは焼酎文化や稲作文化、地域の食材、渓谷やキャンプ場、カヌーやサップ等のアウトドア体験など、地域特性を活かしたメニューを掘り起こし、外からの目線で地域観光の再興にお手伝いいただきたいと考えています。

また、伊佐米や黒牛・黒豚などの農産物が中心で、焼酎以外に特徴的な加工品が少なく、お土産や贈答品などは限られたものとなっています。

観光形態が宿泊型でないため、飲食や加工品、土産物、体験料などによる地域外からの収益アップが課題となっています。特に焼酎文化や稲作文化など特徴的な風習も含め、風土に根差した「伊佐の食(イサメシ)」や「伊佐の土産物(いさみやげ)」づくりを推進していくことを考えています。

これらにご興味をもたれ、ご自身のスキルを活かし、地域とコラボしながら実現化に向けたお手伝いが可能な方をお待ちしております。

(ア)観光特産協会と一体となった活動 (桜まつり、もみじ祭りの実施、物産展への参加等)

(イ)地域外からの収益アップのための活動 (イサメシ、いさみやげ、観光プラン等の創出)

② 伊佐の魅力向上と情報発信に関する業務 【1名】

薩摩藩の米蔵として古くから県内屈指の米処であり、盆地の中心部には田園風景が広がっています。また、黒牛、黒豚、金山ネギ、カボチャなどの農産物の質も高く、滝幅日本一(210m)の曾木の滝公園や、手つかずの豊かな自然とそこに住む魅力的な“人”など、一つ一つの素材において高いポテンシャルを有するまちです。これからは稲作文化や焼酎文化、集落の風習や郷土芸能、食材の採取と食の提供、ヒトとヒトとの交流など、地域特性に依る魅力を再発見し、普遍的な地域の価値を発信しながら、伊佐のファンを増やし地域に関わる来訪者を増やすとともに、伊佐出身の若者が郷土愛を抱き伊佐を再び選んでくれるようなまちであることが目標となります。そのために、外からの目線での価値の再発見や魅力の情報発信など、先輩隊員をはじめとする地域人材と連携し、地域の再興にお手伝いいただきたいと考えています。

PRにおいて重要な要素となる写真や動画など、印象的なコンテンツが不足している状況です。そのため、これらのコンテンツの収集・記録、ライブラリとしてのストックをしながら、更なる魅力の掘り起こしを行い、効果的に情報を発信していくことにご自身のスキルをお役立てくださる方を募集します。

(ア) 魅力の掘り起こし（地域資源の発掘、情報発信、パンフレット制作など）

(イ) コンテンツの創造（写真や動画の収集・記録、デジタルライブラリの作成、情報発信など）

(2) 隊員の企画提案業務

主たる業務を遂行するなかで、地域住民や地域づくり団体等との協働による地域づくりに資する活動を隊員が自ら企画し、提案した事業について、市が適当と認めた場合、一定の範囲内において業務の一環として組み込むことができます。

その他、任期終了後に市内での起業を目指す場合は、その準備作業も対象とします。

<例えば…>

- 集落に伝わる郷土芸能の盛上げに協力したい
- 地域イベントの盛上げに協力したい
- 集落のよろずやの仕組みづくりを一役買いたい
- 地域におけるデザイン力の底上げをしたい

など、自由に興味を持ったことを企画してください。

※ 市の担当者と相談の上、業務に支障のない範囲であれば副業を認めます。

2 募集人数

募集する人数は、「1 募集する隊員の業種」に記載する人数を目安とします。

3 応募資格

次の条件を全て満たす方とします。

- (1) 年齢：20歳以上概ね50歳未満（令和6年4月1日現在）
- (2) 3大都市圏（※1）及び3大都市圏外の都市地域（※2・※3）に在住の方で、生活の拠点を伊佐市に移すとともに伊佐市に住民票を異動することができる方
- (3) 伊佐市に1年以上居住が可能な方

- (4) 心身ともに健康で地域住民の方々とコミュニケーションがとれるとともに、地域活性化に深い熱意を持ち積極的に活動できる方
- (5) 普通自動車運転免許を取得している方（生活用に自動車・バイク等の調達を推奨します）
- (6) パソコン等の一般的な操作ができる方（Word、Excel、PowerPoint 等の操作や SNS 活用等）
- (7) 活動終了後、起業・就業し、定住する意欲のある方
- (8) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方

(※1) 3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県をいう。

(※2) 都市地域とは、「過疎、山村、離島、半島等の地域」（以下「条件不利地域」という）に該当しない市町村をいう。

(※3) 「過疎、山村、離島、半島等の地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法により指定された地域を有する市町村をいう。

4 活動場所 鹿児島県 伊佐市内

5 活動時間

- (1) 1か月の勤務を要する日は、原則として17日とします。（13ヵ月目以降は15日）
- (2) 活動時間は、原則として8時30分から17時までとします。なお、12時から13時までの1時間の休憩時間を含みます。

6 活動形態・期間

- (1) 伊佐市の会計年度任用職員として伊佐市長が委嘱します。
- (2) 活動期間は、着任日から年度末（3月31日）までとします。再度の任用については、任期満了時の業務量や業務の進捗状況、予算の有無、勤務成績、態度、職務遂行能力により判断することとし、活動期間は最長で3年間（36ヶ月）となります。
- (3) 地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任期中であってもその職を解くことができるものとします。

7 待遇・福利厚生

- (1) 月額200,100円を支給します。（社会保険料等自己負担分を含む、賞与あり）
- (2) 社会保険、雇用保険に加入します。
- (3) 公務災害補償の適用を受けます。
- (4) 活動期間中の住居にかかる家賃は伊佐市が負担します。（生活必需品や光熱水費等は自己負担）
※ ただし、家賃月額が5万円を超える場合の超過分は自己負担となります。
- (5) 引越しにかかる費用は自己負担とします。

8 応募手続き

- (1) 応募期間 令和6年7月23日（火）から令和6年9月20日（金）まで（必着）

※ 順次、選考を行っていくことから、応募期間中であっても募集を締め切る場合がありますのでご注意ください。

- (2) 提出書類 応募用紙に必要事項を記載の上、住民票の写しと運転免許証の写しを添付して伊佐市役所 企画政策課 政策調整係まで郵送又は持参して下さい。

※ 応募用紙等はお返しいたしません。

9 選考方法

- (1) 第1次選考 (書類審査)

書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知します。

注) 応募用紙により書類選考を行いますので、できるだけ詳しく記載してください。

- (2) 第2次選考 (面接)

- ① 第1次選考合格者を対象に面接による審査を行います。日程等の詳細は、第1次選考結果の通知の際にお知らせいたします。

◇ 面接は原則伊佐市での開催を予定していますが、応募者の状況に応じてオンラインで実施することも可能です。

※ 面接のために要する交通費等は自己負担となります。

- ② 選考結果(最終)は、第2次選考受験者全員に文書で通知いたします。

※ 選考結果通知書(採用内定通知書)は、面接が終わり次第早急に発送いたします。

10 応募・問い合わせ先

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里 1888 番地

伊佐市役所 企画政策課 政策調整係

担当 : 門田 真幸

電話 : 0995-23-1311 FAX : 0995-22-5344

E-mail : seisaku@city.isa.lg.jp